

【報告事項】

許可病床の返還等について

1 許可病床の返還について

病 院 名	社会福祉法人日本医療伝道会 総合病院 衣笠病院 横須賀市小矢部 2-23-1
許可病床数	251 床（稼働病床数 194 床）
削減病床数	53 床（一般病床 R1.7 病床機能報告時点 非稼働病床）
時 期	令和 3 年 3 月 1 日（予定）
理 由	病院経営上の判断等により、休棟中病棟（57 床）分のうち 53 床を削減（返還）することとなった。 残 4 床（個室）については、他病棟にぶらさげる形で運用していく（新型コロナウイルス感染症対応（下り搬送患者受入）等を含めた活用）予定。

2 有床診療所病床の移動について

開 設 者	医療法人社団清光会（理事長 横山志郎）
診療所名	センペル逗子クリニック 逗子市久木 4-25-8
移 動 先 診療所名	葉山湘南国際村シニアライフセンター透析クリニック 横須賀市湘南国際村 1-5-3
病 床 数	19 床（一般病床）
時 期	令和 3 年度（予定）

(参考)

なお、本件は、病院等の開設等に関する指導要綱第 7 条第 1 項第 3 号*の規定により事前協議は要しない事項となっています。

※病院等の開設等に関する指導要綱（抜粋）

第 7 条 次に掲げる場合にあっては、第 5 条の規定にかかわらず、事前協議は要しないものとする。ただし、地域医療構想に定める当該二次保健医療圏における必要病床数に既に達している病床機能への変更を伴う場合や、その担うべき医療機関としての役割や機能を大きく変更する場合は、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議へ事前に説明し、意見を聴くものとする。

- (1) 病院等の開設者の倒産、死亡、医療法人化、親族への継承等により当該病院等の開設者が変更される場合であって、病院等の運営が継続しており、かつ当該病院等の開設場所の変更、病床数の増加を伴わないとき。
- (2) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等の開設場所を変更する場合であって、病床数の増加を伴わないとき。
- (3) 同一の二次保健医療圏内において同一開設者が病院等間の病床数の移動（分割、合併を含む）を行う場合であって、病床数の増加を伴わないとき。
- (4) 特定病床等で病院等の開設等を行おうとする場合に二次保健医療圏における地域医療の状況を総合的に勘案して知事が事前協議を要しないと認めるとき。